

監 事 監 査 報 告 書

2024年5月15日

学校法人 明 治 大 学
理 事 会
評 議 員 会 御 中

学 校 法 人 明 治 大 学

常勤監事 佐 藤 健

監 事 高 岡 香

監 事 奥 山 弘 幸

私たちは、学校法人明治大学（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項及び同法人寄附行為第15条の規定に基づき、2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における同法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し意見を述べたほか、理事長及び常勤理事並びに学長及び副学長に対するマネジメント・インタビューを実施し、所管業務における進捗状況や課題を確認しました。また、事業報告書及び決算資料並びに重要な決裁書類等の閲覧などを行うとともに、監査室との連携により、内部監査結果の報告を受けました。さらには、公的研究費不正防止に関する計画の実施状況を確認する他、公的研究費に関する内部監査に同行しました。

財産の状況については、各キャンパスの施設設備の現況を視察し、施設整備計画が予定通りに推進されていることを確認しました。また、会計監査人（公認会計士）から、私立学校振興助成法第14条第3項の定めに基づく会計監査に関する説明を受け、会計監査人と連携して計算書類について検討するなど、同法人監事監査規程に準拠し、必要な監査手続きを行いました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書））は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為、法令又は寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上